

富里市市民活動感謝状贈呈要綱

(平成27年10月20日告示第168号)

改正 令和3年4月1日告示第66号 令和5年4月1日告示第40号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の市民活動の推進に貢献をしたもの及び市民活動を支援したものを広く市民に周知することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高めるとともに、その活動に感謝の意を表し、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号）で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 市民活動感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとし、対象となる取組は、別表のとおりとする。

- (1) 市民活動の推進のために貢献をしたもので、今後も継続性が認められる個人及び団体
- (2) 市民活動の推進のため市民活動の支援を継続して行った事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が感謝状を贈呈することが適当と認められたもの

(方法)

第4条 対象者に対し、感謝状を授与するものとし、賞状をもって行うほか、市広報紙等で、受賞者の取組を広く周知する。

(感謝状を贈呈する時期)

第5条 感謝状の贈呈は、毎年1回とし、市長が定める日（以下「基準日」という。）に行う。

(受賞候補者の選定)

第6条 第3条の規定に該当すると認められるものの選定は、富里市市民活動推薦書（別記第1号様式）及び富里市市民活動業績・功績調書（別記第2号様式）による市民からの公募並びに関係各機関及び各部等の長からの推薦に基づいた受賞候補者について、市長からの諮問により協働のまちづくり推進委員会において行う。

2 市民からの公募については、他薦によるものとする。

3 対象者が故人である場合の表彰は、前2項の規定による推薦があった日の属する年度において死亡した者のみを選定の対象とする。

4 選定の要領については、別に定める。

(受賞者の決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する協働のまちづくり推進委員会の答申を受けて、受賞者を決定する。

(庶務)

第8条 市民活動感謝状の贈呈に関する庶務は、総務部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	対象となる取組
第1号	次のいずれかに該当するもの 1 市民、地縁による団体、市民活動団体又は事業者が行う市民活動で、基準日において5年を超えて継続して行っているもの 2 会員間の親睦や自身の技術取得のための活動を主に行う団体が行う市民活動であって、基準日において10年を超えて継続して行っているもの 3 市内の学校の児童生徒が行う市民活動であって、基準日において3年を超えて継続して行っているもの。ただし、学校の教育課程として行われる活動は、本対象から除く。
第2号	事業者が行う金品によらない次のいずれかに該当するもので、基準日において5年を超えて継続して行っているもの 1 市の協働施策への協力 2 市民活動団体に事務所スペースや活動スペースを無償で提供する等、市民活動団体に対する協力

第3号	上記で掲げるもののほか、市長が感謝状を贈呈することが 適当と認めたもの
-----	--

備考

- 1 市長は、既に感謝状の授与を行ったものであっても、再度授与すべき事由が生じたときは、授与することができる。
- 2 市民活動団体とは、原則として市民活動実態調査等により市で活動内容を把握しているものをいう。